

印西市家庭用防犯カメラ購入費助成金 Q & A

令和 8 年 6 月

No.	質問	回答
1	カメラを複数台購入しても補助の対象になりますか？	対象となります。カメラを複数台購入しても構いません。ただし、助成額は、家庭用防犯カメラ購入費・設置費・付属品の合計額の 1/2、上限 10,000 円です。
2	助成申請は何回できますか？	助成申請は 1 世帯 1 回です。 令和 7 年度に助成金を受給された世帯は申請できません。
3	防犯カメラを購入し、自分で取り付けた場合に購入した取付金具等の材料費は対象となりますか。	付属品の対象となりますが、購入した材料の明細が記載されている領収書またはレシートの写しの提出が必要です。 工具類や申請に伴う事務費は対象外です。
4	ネットショッピングや市外の店舗での購入は補助の対象になりますか？	対象となります。
5	リースでの設置は補助金の対象となりますか。	リース料、レンタル料、月額警備料は対象外です。
6	録画機能付きインターホン、ペットカメラは対象となりますか。	防犯カメラが対象となりますので、インターホン（ドアホンなど類似品を含む）、ペットカメラは対象となりません。
7	ダミーカメラは対象となりますか。	対象となりません。
8	設置費だけは対象になりますか。	対象となりません。
9	付属品だけは対象になりますか。	対象となりません。
10	送料は対象になりますか。	防犯カメラ及びその付属品のみ購入した場合は対象となります。
11	防犯カメラを室内に設置しても対象となりますか。	自らが居住する住宅の敷地内を撮影するものは対象となります。
12	自宅と兼ねている店舗や事務所は対象となりますか。	住居部分を撮影する防犯カメラは対象となりますが、店舗や事務所部分を撮影する防犯カメラは対象外となります。
13	自らが居住する住宅以外に設置する場合も対象となりますか？	対象となりません。 申請時点で住所を有し、自らが居住する住宅に設置する場合にかぎり助成の対象となります。
14	撮影する際の注意点はありますか。	助成対象の撮影範囲は、自らが居住する住宅の敷地内です。
15	領収書に合計額しか記載されておらず、購入したものの明細が記載されていない場合は、どうしたらよいですか。	領収書のほかに、見積書や請求書など、明細が記載されている書類の写しを併せて提出してください。

16	添付書類はレシートでもいいですか。	商品名、購入金額、設置費用、購入日の記載されているものを提出してください。
17	領収書に記載された「あて名」が申請者と異なる場合は、申請できますか。	領収書のあて名と申請者が異なる場合は、申請することはできません。ただし、申請者と同一世帯員名である場合は申請できます。
18	振込口座は、申請者名義でなければならないか。	申請者と口座名義人は同じです。
19	クレジットカード、電子マネー、コード決済での支払いは対象となりますか。	対象となりますが、領収書またはレシートの写し（商品名、購入金額、設置費用、購入日の記載されているもの）が必要です。
20	購入時に使用したクーポンや割引券は購入費用に含まれますか。	割引とみなし、割引後の支払額を購入費用として扱います。
21	適格請求書は領収書になりますか。	領収書になりません。
22	添付資料の「購入した家庭用防犯カメラの名称及び撮影機能がわかるパンフレットまたは説明書の写し」とは具体的にどのようなものですか。	購入したカメラの名称と撮影機能のわかる部分の写しです。撮影機能は、取扱説明書やパンフレットの仕様や商品の箱に記載がある場合があります。また、商品付属の説明書に撮影機能の記載がない場合には、ホームページ等でご確認のうえ、該当箇所を印刷してください。また、実店舗で購入の場合には店頭ディスプレイの商品説明の写真、インターネットサイトで購入の場合には商品説明のハードコピーでも結構です。いずれも商品名、撮影機能がわかるものを添付してください。
23	添付資料の「撮影機能がわかる」とは具体的にどのようなことですか。	一例として「撮影時間」「撮影可能」「高画質録画」「自動撮影」「解像度 ○万画素」「解像度 ○ピクセル」「動画撮影」「静止画撮影」「画像を録画する」「記録メディア（媒体）で録画ができる」など、撮影機能がある機種であることがわかれば結構です。